

研究

フランスの道路行政 (一)

武若時一郎



小引

* 古代史に依れば世界最初の文明は、豊饒なるユーフラテス河の溪谷を發祥の地として興り、既に紀元前千九百年の頃にアツシリヤ帝國には、首都バビロンを中心とする放射線道路が設けられ、その或るものはアスファルト目地を施した煉瓦舗装の道路であつたと傳へてゐる。この所謂バビロニヤ文明は、その征服者ベルシヤに傳はり、更にギリシヤを経てローマに繼受され、ローマ帝國の勃興と共に規模宏壯なる道路は、ローマ人の手に依つてヨーロッパの所に築造せられ、ローマ人が誇らかに揚言するが如く、總

ての道路はローマに通ずるに至つた。發掘都市ポンペイの平石で造つた舗石道は、現代人をして優秀なる古代ローマの道路技術に驚異の眼を眩らせる。然しこの榮光に輝くローマ人の道路も、ローマ帝國と運命を共にし、ローマ帝國滅亡後その後繼者が修理を怠つた爲次第に荒廢し、殊に中世の暗黒時代から封建時代にかけて、ヨーロッパの國道は最悪の状態に放置された。この状態から最も早く自覺め、既に十二世紀の頃から道路の改良を獎勵し、努めて道路の發達を圖つたのがフランスである。ヨーロッパの道路行政の先覺者たるフランスの現行の道路行政は、假りに本邦の

道路行政の整備改善の上に最も有益なる示唆を與ふるものでないとしても、我が玉を攻くに最も格好なる他山の石たるを失はないと信じる。

** 法律用語の譯出に付ては、努めて本邦の現行法規の用語を参照し、可成之と一致させる様に心掛けたが、特別の理由の下に敢へて本邦の用語例を無視し、最も適當と思はれる譯語を與へて置いたものもある。本邦の用語例に合致せしめて置くことは、通讀の上には頗る便宜であるが、外國法制獨特の表現を抹殺して終ふ缺點がある。外國法制が如何なる表現方法を採つてゐるかといふことも、比較法制研究上のさゝやかながらも、一題目となり得るものと考へる。

** * 本稿起草に方つて主として参考にしたものは、

Dalloz : Dictionnaire pratique de Droit, 12^{ème} éd, である。

その傍々 Maurice Hauriou : Précis élémentaire de Droit

administratif その他を参照した。但し之等は最新のものでなしから、従つて本稿の論述中に、或は現行の法制に則しなすものがないとも保障し難い。之等の諸點は、筆者自身

に依つて犯された誤謬と共に、機を見て補訂したいと思ふ。

第一節 序 説

一 フランスの道路行政を取扱ふ前に、先づその基礎を成し背景をなしてゐるフランスの一般法制の概要を省察することが必要である。即ちその法制に於て、本邦のそれと餘程趣を異にしてゐるものが少くないから、豫めそれ等に付て概念を養つて置いてから、道路行政を研究することにしないと、充分に了解し批判することは不可能である。されどその全般に亘つて豫備的研究を行ふだけの餘裕はないから、茲では道路行政と最も密接なる關係を有する行政組織と、廣義に於ける司法制度の概要を掲げるに止める。他は必要に應じて、隨時適當な個所で究明することとする。

第一款 行政組織

二 フランスの行政 administrations publiques は官治行政 administration de l'Etat と自治行政 administrations locales とに分れる。

第一項 官治行政機關

甲 中央行政機關

三 フランスの中央行政機關としては、(1)大統領、(2)各省大臣及び(3)國務參事院がある。

四 (一)大統領 *le président de la République* は元首として、(1)平和の確保、秩序の保持及び法律の執行の爲兵力及び公力を統轄し(2)文武官を任免し(3)行政各部の官制を定め(4)國に從屬する行政廳 *administrations* (市町村長、縣會、市町村會を含む)に對し特定の後見的監督權 *drois de tutelle* を行使し(5)國の公物及び財産に付特定の行爲を爲す等、行政上の權限を有してゐる。

五 元首の決定 *décisions* に對しては、或は(1)元首自體に對する請願 *recours gracieux* に依り、或は(2)行政訴訟 *recours contentieux* に依つて救済を求めることが出来る。

六 (一)各省大臣 *ministre* は各省(註) *ministère* の長官として國の元首より委任せられた事務を擔任し(1)行政廳

及び官吏の監察 *Police* (2)下級行政廳の監督 (3)公法上及び私法上の事務の管理 *gestion* に關する權限を持つてゐる。

註 フランスの各省は一九二〇年六月に左の十四省に整理され、更に近年廢合に依つてその數を減ぜられた様であるが、詳かでないので唯參考の爲に一九二四年現在のものを掲げて置く。(1)外務 *affaires étrangères* (2)司法(大臣會議副議長の事務を含む) *Vice-présidenceet justice* (3)内務 *Intérieur* (4)陸軍 *Guerre* (5)恩給(軍人恩給事務のみ) *Pensions militaires* (6)海軍 *Marine* (7)大藏 *Finances* (8)拓務 *Colonies* (9)土木(管船事務を含む) *Travaux publics avec la marine marchande* (10)文部 *Instruction publique et Beaux-arts avec l'enseignement technique* (11)復興 *Régions libérées* (12)勞働(衛生事務及び社會事業事務を含む) *Travail, Hygiène et Prévoyance Sociale* (13)農務 *Agriculture* (14)商務(通信事務を含む) *Commerce avec les Postes et Télégraphes*

七 各省大臣の行爲に對しては(1)各省大臣自體に對する請願又は(2)行政訴訟を提起することを得る。

八 各省大臣が相集まつて大臣會議 *conseil des ministres*

を組織するが、大臣會議は自己の名に於て執行力ある決定を爲すものでないから、嚴密なる意味に於ける行政廳ではない。各省大臣は閣議に於て意見を交換し、その結果、主管大臣が單獨に、又は元首の協力を得て、必要な處置を執るのである。然し特定の勅令は大臣會議の議を経なければならぬことになつてゐる。又、例外的な事例として大統領曠缺の場合には、大臣會議が、一の行政廳となつて勅令を發することが出来るのである。

大臣會議の議長は大統領が之に當る場合と、元首の命を承けて内閣 cabinet を組織した大臣即ち内閣總理大臣 *président du conseil* が之に當る場合とがある。後の場合の大臣會議を内閣會議 *conseil de cabinet* と稱して前の場合と區別することがある。

九 (三)國務參事院 *le Conseil d'Etat* は通常職員と臨時職員とから成つてゐる。

通常職員は(一)副議長 *vice-président* (常務參事官の中より勅命される)書記官長 *secrétaire général* (參事院の庶

務を統理し、審査官を兼ねる)書記官(訴訟部に附屬し、審査官を兼ねる)各一人、(二)常務參事官 *conseillers d'Etat en service ordinaire* 三十五人、審査官 *maîtres des requêtes* 三十七人、試補 *auditeurs* 四十人(内一級試補十八人、二級試補二十二人)、總計百十二人である。

臨時職員として、臨時參事官 *conseillers en service extraordinaire* 二十三人を置く。これは各省と參事院との聯絡の任に當らしめる爲に設けられてゐるものであつて、各省の高級官吏の中から勅命される。

參事院議長は司法大臣が之を兼任する。

一〇 常務參事官は閣議を経て勅任される。年齢滿四十年たること以外に何等の任用條件はない。元首は參事官總數の三分の二は審査官の中より採用しなければならぬことになつてゐる。

審査官、書記官長及び訴訟部の書記官は、副議長及び部長の奏請により勅任される。最低年齢三十年を任用條件とし、定員の四分の三は一級試補の中より採用し、他は十年

以上文官又は武官の職に在つた者から採用する。

一級試補は専ら現職の二級試補又は四年以上國務參事院に勤務した元試補の中より、副議長及び部長の奏請により勅任される。其任用の年の一月一日現在に於て年齢二十五年以上三十四年以下たる事を必要とする。二級試補は競争試験によつて任用される。競争試験施行の年の一月一日現在に於て年齢二十一年に満たず又は二十六年を超ゆる者、外國人、無能力者、徵集義務を果さざる者は任用資格を缺く。二級試補は八年間しかその職に留まることを得ない。參事官、審査官及び試補には夫れぞれ或る程度の身分保障が與へられてゐる。

一一 國務參事院は行政上の權限と司法上の權限とを有してゐる。その組織及び權限に付ては、兩者を區別しなければならぬ。茲では行政上の權限に付てのみ説明し、司法上の權限に付ては後に(後出六三參照)述べる。

一二 國務參事院には左の如き四の行政部 sections administrative が存し、行政事件は各々當該の部に分配され

る。(1)第一部(立法、司法、外務)(2)第二部(内務、文部)(3)第三部(大藏、陸軍、海軍、拓務)(4)第四部(土木、遞信、農務、商務、工務、勞働及び社會)。第一部は一に立法部 section legislative と稱せられる。

各行政部は部長 President 及び常務參事官を以つて組織する。臨時參事官は訴訟部(後出六四以下參照)には附屬することは出来ないが、行政部に附屬することは差支ない。

この外に審査官、一級試補及び二級試補が各部に配屬される。司法大臣は各行政部の議長となることが出来る。他の各省大臣は部會の議事に參與することを得ない。

事件に依つては部の決議を以つて確定するものもあるが、多くの場合は參事院の總會に附議すべき原案を決定するに止まる。數部に關連する事件に付ては、司法大臣又は參事院副議長が聯合部を開かせることが出来る。國務參事院の總會 assemblée generale は各省大臣及び參事官全員を以つて組織し、司法大臣が議長となる。この場合に於て、各省大臣及び臨時參事官は自己の省の事件に付てのみ議決

權を有し、審査官は自己が主査となつてゐる事件に付てのみ議決權を有し、その他の事件に付ては、之等の者は參考意見を陳べ得るに止まる。總會に附議される事件は、必ず總會に附議すべき旨を定められたものもあるが、又、部長が命じて總會に移した事件もある。

一三 國務參事院は(一)議員提出の法律案にして議會が國務參事院に移送するを適當と認めたもの(二)政府立案の法律案にして勅命を以つて國務參事院に諮問されたもの(三)勅令案(四)その他一般に、大統領及び各省大臣に依つて諮問された事件に付て、その意見を答申する。

乙 地方行政機關

一四 官治行政の地方機關としては(一)知事及び(二)縣參事會、並に知事の指揮監督の下に行動する(三)郡長及び(四)市町村長が存在する。

一五 フランスの領土は縣 *départemens* に大別せられ、縣は更に郡 *arrondissemens* に、郡は更に區 *cantons* に細分されてゐる。その中、縣は國の行政區劃であると同時に

自治團體でもあるが、郡及び區は單なる行政區劃に過ぎない。區は數個の市町村 *communes* を包含するのを通例とするが、大きな市 *villes* になると、却つて數個の區を抱擁するものもある。區は治安判事が裁判權を行使する管轄區域であり、又、縣會議員及び郡會議員の選舉區ともなる。

一六 知事及び縣參事會並に知事の補助機關たる事務總長 *secrétaire general* を以つて縣廳 *prefecture* を構成す。

一七 (一)知事 *préfet* は原則として各縣に一人を置く(例外、セイヌ縣後出四〇参照)。知事は内務大臣の奏請に依り元首が之を任命する。任用資格としてはフランス公民たること、即ち年齢二十一年以上にして民法上及び政治上の權利を享有する者たることの外に、徵集義務を果した者なることを以つて足る。

一八 知事は國の機關であると同時に縣の代表者たる任務を有してゐる。國の機關としての知事は、(一)各省大臣の決定の執行(二)官營事業の監督(三)郡長及び市町村長の指揮監督(四)職員 of 監察(五)私人の取締(六)縣令の發布及

び許可の附與(7)河川の取締(8)直接税の徴收に對する關與等をその主なる職務權限とする。

一九 知事の行爲に對しては(1)主務大臣に訴願 *recours hiérarchique* し又は(2)行政訴訟を提起することが出来る。

二〇 (一)縣參事會 *conseil de préfecture* は各縣に置かれてゐる。參事官 *conseillers* の數は縣の大小によつて三人又は四人であるが、セイヌ縣に付ては八人となつてゐる。資格條件としては年齢滿二十五年以上の者たることの外に、法學士 *licence en droit* の稱號を有する者、又は十年以上行政官又は司法官の職に在りたる者、乃至同一の期間内縣會議員又は市町村長の職に在りたる者なることを要する。參事官は勅命を以つて任免される。

縣參事會は知事が職權に因つて議長となることに定められてゐるが、實際は毎年參事官の中より勅命を以つて指定される副議長が議事を統理する。セイヌ縣の參事會のみは特別の議長を有してゐる。參事官には一定の俸給が支給され、固より名譽職でないから、従つて他の官公職を兼ね又

は本業を有することを禁止されてゐる。

二一 縣參事會は諮問機關たる外に、行政上及び司法上の權限を有してゐる。司法上の權限に付ては後に譲る(後出六八參照)。

縣參事會は知事の常設諮問機關である。知事は必要と認めるときは、如何なる場合に於てもその意見を徵することが出来る。知事が市町村の監督者として、又は地方的利害の代表者と行動する場合には、大抵、法律は縣參事會に諮問すべき旨を知事に命じてゐる。

縣參事會の行政上の權限としては、特定の場合に市町村、市町村組合 *syndicats de communes* 養育院 *hospices* 及び病院 *hôpitaux* 救護所 *bureaux de bienfaisance* 教會財産管理部 *fabricques* 等から願出た許可の申請に對して決定を與へることがある。

二二 (一)郡長 *sous-préfet* 及びその職員を以つて郡役所 *sous-préfecture* を構成する。郡役所は各郡に之を置く。郡は法人格を有せず、従つて郡長は知事と異なり、専ら國

の代表者であつて、郡を代表するものではない。郡長は經由機關として、知事の命令を市町村に傳達し、市町村から提出する申請書を知事に進達する。決定権は殆ど持つてゐないが、知事は特定の事項に付ては、その権限を郡長に委任することが出来る。

二三 郡長の處分に對しては、(1)知事に對する訴願(その裁決に不服あるときは主務大臣に訴願することを得る)(2)行政訴訟を提起することが出来る。

二四 (四)市町村長 *Maire* は市町村の機關であると同時に國の機關でもある。知事の指揮監督の下に、法令の公布及び執行、その他法律に依つてその権限に屬せしめられた特別の職務を行ふ。

第二項 自治行政組織

二五 地方自治團體としては、縣及び市町村があるのみである。郡は既に法人格を喪失し、現在に於ては單なる行政區劃に過ぎないのであるが、變則的な取扱を受け未だに郡會なる議決機關を持つてゐて、極めて紛らはしき存在を

成してゐる。

甲 縣

二六 縣 *Département* は現在八十九ある。縣に法人格を極められたのは一八三八年以來のことであつて、従前は單なる行政區劃に過ぎなかつたのである。

二七 (一)知事は縣の執行機關である。知事は(1)縣に關する事件の豫先審査權 *instruction préalable* を有し、縣會又は縣委員會に附議する總ての事件を審査し之に意見を附する。知事の意見を附してないものは無効となる。又(2)縣會又は縣委員會の決定を執行する職權を有し(3)縣會に於て選任するものを除くの外、縣會が設置した吏員を任命し(4)縣委員會の意見に従つて契約を締結し(5)法律に依つて縣委員會に留保されたものを除くの外、毎回議決された豫算を配付し又、(6)仕拂命令を發する權能を有してゐる。(7)訴訟に於ては縣を代表するものは知事であるが、國と縣との間に起つた訴訟に付ては、知事は國の代表者となるから、この場合に於ては縣委員會の指定した委員が縣

を代表する。

二八 知事が議決の執行を拒否した場合には、縣會殊に縣委員會は直接主務大臣に請求し、權限超過の理由に因りその執行拒否の取消を求めることが出来る。この場合に於ける拒否は必ずしも明示のものたることを要せず、四ヶ月間知事が沈黙を守つてゐるときは、之を拒否と看做して差支ない。

二九 (一)縣會 *conseil general* は各縣に一を置く。縣會は各區(前出一五參照)一人の割合を以て(區の人口の大小如何に拘らず)、直接普通選舉に依つて選舉された代表者が組織する縣の議決機關である。議員の任期は六年であつて、三年毎に半數づつ改選される。議員中に缺員を生じた場合は原則として三月内に補關選舉を行はねばならぬ。

縣會は行政方面の權限を有するのみであつて、之を大別すれば、(1)事件の決定(2)吏員の任命(3)諮問に對する答申(4)意見書の提出(5)提案(6)縣の公益に關係ある事項の請求に關する議決と、(7)知事の行爲及び縣委員會の

行爲に對する監督とに歸する。

三〇 (1)縣會が成規の會議に依らずして爲したる議決は當然無効であつて、知事は理由を附したる命令を以つて無効の宣言を爲すことが出来る。又、(2)その權限に屬せざる事項に付て議決を爲したるときは、知事の申請に因り國務參事院の議を経たる勅令を以て無効を確認される。以上の場合に於ては、無効の宣言の有無に拘らず、總ての關係當事者はその無効を主張することが出来る。(3)縣會の議決が權限超過又は法令違反の瑕疵ある場合は、關係當事者より直接國務參事院に出訴することが出来る。

三一 (二)縣委員會 *conseil départemental* は縣の副議決機關である。

縣委員會は五人乃至七人の委員を以つて構成される。委員は縣會に依り毎年その議員中より選舉される。縣委員會は毎月一回通常會 *session ordinaire* を開く。その時期及び日數は縣委員會自身が定める。知事及び縣委員會議長は臨時會 *session extraordinaire* を招集することが出来る。

三二 縣委員會は縣會より委任せられた權限及び法律に依つて與へられた固有の權限を有する。(1)土地臺帳作成

の際に於ける土地評價率の承認の如き國政事務の一部を執行し又、(2)例へば市町村會の意見を徴し市町村道の宣言、編入、開設及び變更を宣言するが如き(後出九四参照)市町村、養育院その他に對する後見事務を行ひ(3)縣の工事の順位を定め及び入札期日を決定し(4)知事が縣の名に於て契約を爲し又、急施を要する場合に訴訟を防禦することを許可し(5)知事の諮問に對して答申し(6)縣會の補闕選舉が一定の期間内に執行せらるるや否や(7)知事が縣の豫算を適當に執行するや否やを監視し(8)縣下市町村の財政状態の監視(9)縣有財産の検査を爲し(10)縣會の毎通常會の開會に際し事務の概況報告、豫算案に對する意見、その他必要と認むる各種の提案を行ふことが出来る。

三三 縣委員會が成規の會議に依らず、若くはその權限に屬せざる事項に關し議決を爲したる場合、又は權限超過若くは法令違反の瑕疵ある議決を爲したる場合に於ては、

縣會に於ける之等の場合と同一の手續に依つて、その效力を争ふことが出来る(前出三〇参照)。

尙、縣委員會の議決に對しては、(1)普通市町村道の開設及び編入その他法律の定むる場合に於ては知事、市町村會及び他の總ての利害關係者は縣會に對して異議の申立を爲し、又は(2)權限超過を理由とする行政訴訟を直接國務參事院に提起することを得る。第一の場合に於ける異議申立に對する縣會の決定に對しても亦權限超過を理由として國務參事院に訴することが出来る。

乙 郡

三三 郡 *arrondissement* は一八三八年以來地方團體でなくなつたが、未だに郡會なる機關が存置されてゐることは一種の奇觀である。

郡會 *conseil d'arrondissement* は郡下の區(前出一五参照)と同數の議員を以て組織する。但し九人以下に降ることを得ない。區が少くてこの數に達しないときは、勅令を以つて最も人口の多い區から順次二人の議員を選出せしめる。

議員の任期は六年で、半數づつ改選される。(1)直接税を市町村に分賦し、(2)諮問に對する答申及び意見書の提出に依りて郡の利益を擁護する權限を有してゐる。

丙 市 町 村

三四 市町村 *commune* は下級の地方自治團體である。

市 *ville* 町 *bourg* 及び村 *village* は名稱上の區別であつて、法律上は何等の區別を存しない。特に注目に價するのは、市町村が安寧 *saracé* 秩序 *bon ordre* 及び衛生 *salubrite publique* を目的とした一定の市町村警察權 *police municipale* を有してゐることである。市町村は執行機關として市町村長、議決機關として市町村會を持つてゐる。

三五 (一)市町村長は市町村會に依つて選任される。市町村長の被選舉資格は市町村會議員たることである。市町村長を選擧する場合には、市町村會議員中に缺員があつてはならない。缺員があれば豫め補闕選舉を行ふことを要する。市町村長は市町村の代表者として又、市町村會の議決の執行者として、法律に依つて與へられた權限を行使する。

市町村長及び助役 *adjoint* を以つて市町村役場 *mairie* を構成する。

三六 市町村長の處分に依り權利を毀損せられた者は(1)知事に訴願してその矯正權又は取消權の發動を求め、又は(2)國務參事院に直接行政訴訟を提起することを得。

三七 (二)市町村會 *conseil municipal* の議員は市町村の有權者に依つて直接選舉される。定員は十人以上三十六人以下の範圍内に於て、市町村の人口の割合に依つて定められる。議員中に缺員を生ずるも定員の四分の三に減少する迄は補闕選舉を行はないことを原則とする。市町村會は毎年二月、五月、七月及び十一月の四回に通常會を開き、知事若くは郡長の命に依り、又は市町村長若くは議員の半數以上より請求あるときは、市町村會議員の發案に依つて臨時會を開くことが出来る。市町村會は自主權 *autonomie* を以つて市町村の事件を議決するものであるが、原則として警察權を有せず(市町村警察權は市町村長の權限に屬する)又、治安維持の責任を負はない。

三八 市町村會の議決が(一)法定の無効原因を有するときは關係者は知事に對して無効の宣言を求めるときを得又(二)その議決を取消し得べき法定原因あるときは、關係者は一定の期間内に知事に對して取消の申請を爲すことを得る。(三)何れの場合に於ても知事の決定に對しては關係者より權限超過の訴を國務參事院に提起することが出来る。

丁 特別市

三九 パリは以上とは全然別個の行政制度の下に屬せしめられ、リヨン Lyon マルセイユ Marseilles ツーロン Toulon 及びニース Nice は治安警察の點に於て、特殊の制度の下に置かれてゐる。

四〇 パリ Paris には特別の市制が布かれてゐる。パリは市町村といふよりは寧ろ一個の縣であつて、二十區 arrondissement に分れてゐるが、その中央行政廳は一個である。市の機關は執行機關及び議決機關より成る。

市の執行機關は警視總監 le préfet de police とセイヌ縣知事 le préfet de la seine とを以つて構成せられる。何れも

元首に依つて任命され、セイヌ縣の執行機關たると同時に市長の職務を行ふものである。兩者の權限は勅令を以つて分配されてゐる(セイヌ縣知事及び警視總監の權限に關する一八五九年一〇月一〇日令 Décret relatif aux attributions du préfet de la Seine et du préfet de police)

議決機關は市會である。二十郡を各四街 quarters に分ち一街一人の割合を以つて選舉された議員八十人を以つて組織せられ、四年毎に全部改選される。市會の議決の大部分は認可を必要とされてゐる。

市内の各區に區長 Maire を置く。元首の任命に係り、法令の定むる所に依り戶籍事務其他特定の職權を行つてゐる。

第二款 司法制度

四一 現在フランスに於ける司法權(廣義に於ける)の行使の特徴をなすものは、一方に破毀院の下に統制さるる司法裁判所 tribunaux judiciaires があり、他方に國務參事院を首腦とする行政裁判所 tribunaux administratifs があつて、互に對立した二個の系統を形づくつてゐる外に、そ

の中間に介在して兩者の權限爭論 *conflict d'attribution* を裁斷するために權限爭議裁判所 *Tribunal des conflits* が設けられてゐることである。この外に商事裁判所 *tribunaux de commerce* その他の特別裁判所があるが、之等に付ては説明を省略する。

第一項 司法裁判所

甲 治安裁判所及び違警罪裁判所

四五 最下級の司法裁判所としては(一)治安裁判所と

(2)違警罪裁判所とがある。

四六 (一)治安裁判所 *justice de paix* は單獨の治安判

事 *juge de paix* を以つて之を構成する。原則として各區(前出二五參照)に一人の治安判事を置く。治安判事は民事事件の裁判官として各種の權限を有する外に、違警罪の裁判官として刑事事件に關する權限を有してゐる。治安判事は書記 *greffier* の立會の下に單獨で裁判を行ひ、其職務に屬する一切の行爲を爲す。民事事件の裁判には檢事 *ministere public* は絶對に立會はなす。

四七 治安判事は民事事件に付ては、純然たる人事又は動産に關する訴訟を取扱ひ、價額三百フラン迄は終審として、六百フラン迄は第一審としての裁判權を有するのを原則とするが、特定の事件に付ては特に右の價額を越ゆる訴訟物に付ても管轄權を持つてゐる。

四八 (二)違警罪裁判所 *tribunal de simple police* は單

獨の治安判事を以つて構成し、檢事及び書記が之に立會ふ。治安判事は警察官が書類を送達した日から十四日以内に事件を處理しなければならぬ。原則としてその區内に於ける違警罪、即ち五日以下の拘留 *emprisonnement* 及び十五フラン以下の罰金(註) *amende* の刑に該當する犯罪は、専ら治安判事の管轄に屬する。

註 フランスに於ては罰金と科料との區別はない。

乙 第一審裁判所

四九 第一審裁判所 *tribunal de premiere instance* としては(一)郡民事裁判所と(二)輕罪裁判所とがある。第一審裁判所は少くとも二部に分たれ、一は郡民事裁判所、他は

輕罪裁判所を構成する。

五十 (一) 郡民事裁判所 tribunal civil d'arrondissement は各郡の郡役所所在地に置かれてゐる。所長 président 判事 juges titulaires 及び豫備判事 juges suppléants 數人、檢事 procureur 一人主任書記 greffier en chef 及び書記 commis-greffiers 數人より成り數個の部を置く。第一審裁判所の判決は三人以上の奇數の判事の合議に依つて行はれる。

郡民事裁判所は行政、刑事又は商事以外の所謂民事事件の一切に付裁判權を行ふ。民事事件の中でも、例へば治安判事の管轄に屬せしめられたものがある如く、法律を以つてその管轄から除外されたものはこの限りでない。

五一 (一) 輕罪裁判所 tribunal de police correctionnelle の組織は郡民事裁判所と同一の規定に依る。輕罪裁判所は輕罪 delits 即ち五日以上の拘留、十五フラン以上の罰金を以つて罰せられる犯罪を裁判する權限を有してゐる。

丙 控訴院

五二 控訴院 cour d'appel は二十六ある。何れも一個

又は數個の部を置く。控訴院は院長 premier président 數

人の部長 présidents 及び判事 conseillers 檢事長 procureur général 數人の檢事補 avocats généraux 主任書記及び數人の書記より成る。部の數は法律に依つて定められてゐるがこの他に移審部 chambre des mises en accusation が一個設けられる。移審部は重大なる刑事事件に付て直接豫審を行ひ又豫審判事の決定に對する檢事の抗告を審理する。尙管轄内の警察官に對する懲戒權を有してゐる。控訴院の判決は五人(部長と共に)以上の奇數の判事の合議に依る。

控訴院は先づ(一)民事事件に付郡民事裁判所の與へたる第一審判決の控訴を裁判する。次に(二)輕罪の判決に對して提起された一切の控訴に付て裁判を行ふ。數個の部の中一部は特にこの種の控訴を擔當するから輕罪控訴部 chambre des appels de police correctionnelle と呼ばれてゐる。

丁 重罪裁判所

五三 重罪裁判所 cour d'assises は縣毎に、原則として縣廳所在地に於て開かれる。各縣の重罪裁判所は常設的の

ものではなくて、三ヶ月毎に定期的に開かれるのである。但しバリーに於ては常設になつてゐる。

重罪裁判所は(1)控訴院又は第一審裁判所の判事と(2)陪審員 jury を以つて構成する。重罪裁判所は控訴院の判事が裁判長となり、控訴院の判事又は地元の第一審裁判所の判事二人を加へて裁判を開く。書記の職務は控訴院又は地元第一審裁判所の書記が之を擔當し、檢事の職務は檢事長又は檢事補の一人が之を擔任する。

重罪裁判所は重罪 crimes 及び特定の輕罪を裁判する。重罪と云ふのは重罪刑 peines criminelles 即ち (1)死刑 mort (2)無期懲役 travaux forcés a perpétuité (3)城塞囚禁流刑 deportation dans une enceinte fortifiée (4)單純流刑 déportation simple (5)有期懲役 travaux forcés a temps (6)禁錮 détention (7)勞役 réclusion (8)追放 bannissement 及び (9)公權剝奪 dégradation civique に該當する犯罪である。

成 破 毀 院

五四 破毀院 le Cour de cassation は院長 le premier président 部長 présidents 三人、判事 conseillers 四十五人より成る。審理部 chambre des requêtes 民事部 chambre civile 及び刑事部 chambre criminelle の三部に分れ、夫れぞれ部長以下十六人の部員を有する。院長はその選擇に依り何れの部の裁判長となることも出来るが、民事部に出席するのが通例となつてゐる。従つて民事部は十七人の判事から成ることとなる。破毀院の檢事局 parquet は檢事總長 procureur général 一人と各部に二人つゝ配屬される檢事補六人とより成る。破毀院に一人の主任書記を置く。その下に四人の書記がゐて、三人はそれぞれ三の部に附屬してその部の審問事務を處理し、他の一人は供託事務を掌る。

五五 破毀院の主なる權限は、その管轄内の各種裁判所の判決に對する上訴 recours 又は上告 pourvois に付て裁判することである。殊に手續上又は本案に關して法律違背の存する判決を破毀することは、破毀院の權限の主要なるものである。破毀院は事件の本案に付て審理することを得な

い。その使命は判事の犯した一切の錯誤を矯正するに在らずして、ただ法律の正しき遵由を維持するに在る。従つて宣告に明なる不備があつても、それが何等法律の規定に抵触しない限り、破毀院の批難を受くるに至らない。擬律の背反又は錯誤、無権限又は権限超過、手續違背、判決脱漏等の法律違反のみが破毀院に依つて破毀されるのである。

第二項 行政裁判所

五六 フランスの司法制度に於ては、通常裁判所とは別に、廣汎なる行政上の裁判權を有する行政裁判所 *tribunaux administratifs* が設けられてゐる。

これは元來革命政府の司法裁判所に對する不信任なる政治的理由から發足したものであるから、革命政府當時の法制に於ては苟も行政に關する事件は盡く通常裁判所の權限外に屬するものとしたが、その後漸次緩和せられ、行政訴訟の一部は通常裁判所の權限に讓られるに至つた。今日に於ては、兩者の權限の分界に付ては(1)行政作用 *opérations administratives* の中、公の權力 *puissance publique* の

行爲 *actes* 及び作用の判斷に屬する總ての事項は行政裁判所の權限に屬すべきこと、(2)行政作用の中、公の權力の行爲及び作用の判斷に屬せざる總ての事項は通常裁判所の權限に委すべきことの二原則が樹立されてゐる。

五七 この原則の適用に付ては四種の行政上の訴訟 *contentieux administratifs* 即ち、(1)無効確認の訴訟 (2)全部審理の訴訟 (3)先決問題の訴訟及び(4)處罰の訴訟を區別して考へなければならぬ。

五八 無効確認の訴訟 *contentieux d'annulation* は執行力を有する決定の取消を求むるものであつて、この種の訴訟に付ては行政裁判所が普通法 *droit commun* の解釋權を有するのである。但し行政裁判所は單に取消の權能があるに止まり、自らは何等の決定を爲すことを得ない。この種の訴訟に屬するものは權限超過の訴 *recours pour excès de pouvoir* を主なるものとする。

五九 全部審理の訴訟 *contentieux de pleine juridiction* は行政作用の執行に因つて生ずる總ての不法の結果を除く

ことを目的とするものである。公法上の事務の執行たる性質を有する行政作用に對して提起される全部審理の訴は、原則として行政裁判所の權限に屬する。之に反して行政廳の私法上の作用に對して提起される全部審理の訴は、法律に別段の定めない限り司法裁判所の權限に屬する。又行政廳の行爲に因り私所有權の確定的全部的喪失を生じた場合に於ける金錢賠償の請求は司法裁判所に出訴することが出来る。尙、官吏に對しその個人的過失を理由として提起する訴訟に付ても通常裁判所が裁判權を有する。但し知事が權限爭議を提起した場合には過失の性質、即ち過失が果して個人の責任に歸すべきものなりや否やの判斷のみは、權限爭議裁判所の管轄に屬する。

六〇 先決問題の訴訟 *contentieux des questions préjudicelles* は一に解釋の訴訟 *contentieux de l'interprétation* とも稱するが、この種の訴訟の中(一)行政上の決定の解釋及び効力の判斷に關する訴訟は行政裁判所の權限に屬する。解釋上の争に付ては或は決定を爲したる行政廳に對し

て訴願し(この場合には國務參事院に上訴することを得る)或は直に國務參事院に出訴することも出来るが、效力に關する争は常に國務參事院の權限に屬する。(二)行政廳の私生活上の事實及び行爲の解釋に關する争は通常裁判所の權限に屬する。

六一 處罰の訴訟 *contentieux de la repression* は通常裁判所たる違警罪裁判所又は輕罪裁判所が原則として裁判權を有してゐる。警察に關する行政規則の制裁は刑法 *Code pénal* 第四七一條第一五號(註)に依り違警罪裁判所に委任されてゐる。但し行政裁判所に於て警察犯を處理する場合もある。大交通路の違犯に付ては縣參事會が處罰の權限を有するが如きは顯著なる事例として擧げられる。

註 刑法第四七一條第一五號要旨——左に掲ぐる者は一フラン以上五フラン以下の罰金に處す(一五)行政廳の定めたる規則に違犯したる者並に司法組織に關する一七九〇年八月一六日乃至二四日法第十一編第三條第四條及び市町村警察の組織に關する一七九一年七月一九日乃至二二日法第一編第四十六條

に依り市町村行政廳 *autorité municipale* の發する規則又は命令に従はざる者

六二 行政裁判所としては國務參事院の外に、縣參事會

會計檢査院 *le Cour des comptes* 徴兵檢査會議 *conseil de revision* 高等教育會議 *conseil supérieur de l'instruction publique* その他特殊の機關が少くないが、その中で最も基本的なものは國務參事院である。

甲 國務參事院

六三 國務參事院は行政裁判所として總ての審級を併有してゐる。(1)普通法に關する第一審裁判所であると同時に(2)第一審裁判權を有せざる事件に付ては控訴裁判所又は破毀裁判所となつてゐる。他の總ての行政裁判所は之等の何れかの方法に依つて參事院に隸屬して居る。

先づ國務參事院は普通法に關する訴訟、殊に(1)權限超過の訴(2)縣會議員選舉に關する訴訟(3)市町村會の議決を取消し若くは議決が當然無効なる旨を宣言し又は反對に取消を拒絶したる知事の處分に對し、市町村會又は關係者

より爲したる訴訟(4)國の供給契約に關する訴訟その他法律の定むる數多の場合に付て第一審裁判所となつてゐる。

次に、縣參事會の裁決に對する控訴は國務參事院に於て受理するを原則とする。控訴期間は二ヶ月である。

最後に、會計檢査院、徴兵檢査會議その他の行政裁判所に於て與へたる終審の判決に對しては、國務參事院に破毀の訴を提起することが出来る。この場合に於ては、判決送達の日より二月内に無効確認の訴 *recours en annulation* の形式に於て之を爲さねばならぬ。

六四 國務參事院には行政訴訟の裁判機關として、(1)訴訟部(2)特別訴訟部及び(3)國務參事院訴訟判決會議が存する。

六五 訴訟部 *la section du contentieux* は部長、常務參事官十二人並に審査官及び試補を以つて組織される。國務參事院に提起された事件(直接税及び之に準ずる税並に選舉に關する事件を除く)を裁判する。訴訟部に二の課 *sections* 及び四の審理委員會 *comités d'instruction* を置く。

課は各々六人の參事官を以つて組織し、部長が議長となる。審理委員會は參事官二人を以つて組織せられ、參事官中の一人が議長の職務を行ふ。事件は之等の課及び審理委員會に分配せられ、審理委員會に於て事件の審理を行ひ報告書を作成し、課に於て事件を判決する。

六六 特別訴訟部 *la section speciale du contentieux* は部長及び常務參事官十二人（之等は同時に各行政部に所属してゐる）並に審査官及び試補を以つて組織する。各四人づつ三課に分屬してゐる。この部課は選舉、直接税に關する事件にして縣參事會の裁決に對して控訴したものを裁判する。訴訟の件數は多いが、比較的輕易なものである。

六七 國務參事院訴訟判決會議 *l'assemblée publique du Conseil d'Etat statuant au contentieux* は（一）國務參事院副議長（二）訴訟部の部長及び參事官（三）その他の常務參事官五人（毎年總會に於て立法部及び行政部より各々一人づつ選舉される）を以つて組織する。訴訟部若くは特別訴訟部より移送された事件、又は參事院副議長、訴訟部長

訴訟部の各課、各審理委員會若くは政府委員 *commissaire du gouvernement* の請求に依る移送事件を裁判する。

乙 縣參事會

六八 縣參事會は第一審行政裁判所として、（一）直接税の免除又は減額の申請（二）契約の條款の意義又は執行に關し、土木請負人と行政廳との間に生じた紛議（三）大交通路に關して生じたる事件（四）國有地に關する訴訟（五）その他法律に依つてその權限に屬せしめられた事件を裁決することを得る。縣參事會の裁決に不服ある者は國務參事院に控訴することが出来る。

第三項 權限爭議裁判所

六九 權限爭議裁判所 *le Tribunal des conflits* は判事九人を以つて構成される。（一）一級判事七人、即ち國璽保管官 *le Garde des Sceaux*（裁判長）、常務國務參事官（常務參事官の互選に依る）、破毀院判事三人（判事の互選に依る）（二）他の判事二人は七人の一級判事の過半数を以つて選任される。尙、同一の方法に依る補充判事二人を置く。權限

争議裁判所の判事は三年毎に之を改選する。再選を妨げない。検事の職務は二人の官吏が之を行ふ。一人は國務参事院審査官の中より、他の一人は破毀院検事局に於て、毎年選任される。尙、同一の方法に於て選任される補充員が二人置かれてゐる。

権限争議裁判所は隨時、司法省に於て開かれる。

七〇 権限争議の手續は(一)権限争議の創設 *creation* 及び提起(二)権限争議の判決の二に分れる。

七一 権限争議 *conflict* を提起することを得る者は知事である。知事は國が關係する訴訟のみならず、國が全然無關係の訴訟に付ても権限争議を提起することが出来る。但し次の制限が存する。(一)治安裁判所、違警罪裁判所、重罪裁判所及び破毀院に對しては権限争議を提起することを得ない。(二)輕罪裁判所に對しては、輕罪の處罰が法律に依つて行政廳の權限に屬する場合、及び輕罪裁判所の爲すべき判決が行政廳の判斷に屬する先決問題に懸る場合の外は、権限争議を提起することを得ない。権限争議は原則と

して、終審の判決があつた後又は判決が確定した後は、之を提起することを得ない。

七二 権限争議を提起すべき必要を認めたるときは、知事は所謂管轄違の申立 *déclaration de compétence* なる書類を檢事に提出する。檢事は常に知事の爲したる請求を裁判所に通知し知事の要求が理由ありと認められるときは、事件の移送を求めなければならぬ。

裁判所は知事の申立に對して採納又は棄却の決定を與へる。棄却したる場合に、茲に始めて嚴格なる意義に於ける権限争議を創設し、知事は権限争議裁判所に出訴することを得るに至る。権限争議は決定の日より十四日以内に権限争議裁判所に之を提起することを要する。

七三 知事の提出する書類は、簡單な訴訟手續を経て司法省に送達される。権限争議は書類を司法省で受付けた日より二ヶ月の期間内に之を判決しなければならぬ。この期間満了の後一ヶ月内に原審裁判所が判決の通知を受けなければ、事件の判決を行ふことが出来る。——第一節完